

(案)

岩手海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、底はえ縄漁業について、次のとおり制限する。

令和 年 月 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

- 1 制限期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 操業の届出
 - (1) 次のア及びイのいずれにも該当する者は、使用する漁船ごとに岩手海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に底はえ縄漁業操業届出書（様式第1号）により届け出なければならない。
 - ア 県内に住所を有する者であって、1の制限期間中に動力漁船を使用する底はえ縄漁業を操業しようとするもの
 - イ 岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点正東線以北の岩手県地先海面で操業しようとする者
 - (2) (1)による届出は、当該届出をした者の住所地をその地区内に含む漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）を経由して委員会に提出しなければならない。
- 3 届出済証の交付
委員会は、2(1)による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、底はえ縄漁業操業届出書の写しに、岩手海区漁業調整委員会規程（昭和47年岩手海区漁業調整委員会公示第2号）第12条に規定する委員会の公印を押印し、底はえ縄漁業操業届出済証（以下「届出済証」という。）として交付する。
- 4 操業の条件及び制限
 - (1) 届出済証の交付を受けた者は、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第59条の規定を遵守し、操業しなければならない。
 - (2) 届出済証の交付を受けた者は、平成22年1月に青森県及び岩手県の漁業者団体間で締結された操業協定に基づき定められている岩手県船の操業ルールを遵守しなければならない。
 - (3) 届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を漁船に備え付けておかななければならない。
 - (4) 届出済証の交付を受けた者は、令和6年5月31日までに委員会に令和5年度底はえ縄漁業漁獲成績報告書（様式第2号）を提出しなければならない。
- 5 変更の届出
 - (1) 届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該届出済証を添えて、委員会に底はえ縄漁業操業変更届出書（様式第3号）により届け出なければならない。
 - (2) 3及び4は、変更の届出について準用する。この場合において、3中「底はえ縄漁業操業届出済証（以下「届出済証」とあるのは「底はえ縄漁業操業変更届出済証（以下「変更届出済証」と、4中「届出済証」とあるのは「変更届出済証」と読み替えるものとする。

